

国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会による

海外知的財産権紛争対応メカニズム構築のさらなる強化に関する

指導意見

国知発保字〔2021〕33号

各省、自治区、直轄市、新疆生産建設兵団の知識産権局、四川省知的財産権サービス促進センター、各地方の関連センター、各地方の貿易促進機関、業界の貿易促進機関 御中

「貿易の質の高い発展の推進に関する指導意見」、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」、「知的財産権保護の強化に関する意見」を徹底して実行し、海外知的財産権保護業務を全面的に強化するために、ここに海外知的財産権紛争対応メカニズム構築のさらなる強化について以下のとおり指導意見を提示する。

一. 全体的要求

（一）**指導思想および原則。** 習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導思想とし、中国共産党第19回全国代表大会および第19期中央委員会第2回、第3回、第4回、第5回、第6回全体会議の主旨を全面的に貫徹し、習近平総書記の中央政治局第25回集団学習時における重要講話の主旨を徹底して実行し、統括・協調と各方面の連携を堅持し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を掌握し、新たな発展局面を構築し、海外知的財産権紛争対応指導業務体系の整備に注力し、情報サービス、能力構築、支援・保障を強化し、知的財産権分野の国際協力・競争を統括して推進し、知的財産権分野の国の安全を確実に維持、保護し、高いレベルの対外開放を効果的に促進し、経済の質の高い発展を促進する。

政府による主導、多方面の連携、問題志向、重点部分の進展を堅持する。政府部門は率先して業界団体、サービス機関、企業等の各当事者の競争優位となる資源を統合し、企業が抱えている海外権利保護の課題に焦点を当て、重点分野および重要段階に注力し、海外知的財産権紛争対応指導業務体系を持続的に整備し、海外知的財産権保護援助の業務力を確実に強化する。

（二）**業務目標。** 2025年までに、横方向に相互に繋がり、縦方向に相互に通じ、中央と地方が連携し、協力、共有する海外知的財産権紛争対応メカニズムが概ね確立され、便利で効率的な国際知的財産権リスク警告・緊急対応メカニズムの枠組みが形成され、知的財産権涉外リスク予防体系が一層整備され、海外知的財産権紛争対応指導サービスネットワークが一段と充実し、中国企業の海外知的財産権保護意識が顕著に高まり、海外知的財産権紛争対応能力が明らかに高まり、海外知的財産権紛争対応指導業務に対する社会の満足度が比較的高い水準に達したままこれを維持し、知的財産権保護の国際貿易に対する促進する役割がさらに際立つことを目指す。

二. 業務体系を整備し、海外知的財産権紛争対応業務ネットワークを拡充する

(三) 紛争対応指導業務体系を整備する。業務拠点の配置を最適化し、ニーズが高く、基盤が整い、条件が成熟している地方に国家海外知的財産権紛争対応指導センターの地方サブセンターを配置して建設し、重点貿易国家（地域）での国家海外知的財産権紛争対応指導センターの海外サブセンターの建設を模索し、海外紛争対応サービスネットワークを形成する。紛争対応指導業務規程を確立して整備し、標準管理を実現し、規範的に運用し、海外知的財産権紛争対応指導の能力水準を全面的に高める。

(四) 情報サービスプラットフォームを最適化する。国家海外知的財産権情報サービスプラットフォーム「智南針網」を利用して情報資源の統合を強化し、全国の海外知的財産権情報の効率的な流通と共有を順次実現する。国家海外知的財産権紛争対応指導センターの業務ウェブサイトをも最適化し、国家指導センターと各地方サブセンターや海外サブセンターの業務ウェブサイトとの円滑な相互接続を推し進める。サービスモジュールの高度化を促進し、ウェブサイト、サービスアカウント、ミニプログラム、オフラインサロンの「四位一体」の情報サービスネットワークを整備し続ける。

(五) 紛争対応指導人材のサポート体系を強化する。海外知的財産権の専門家顧問制度を整備し、海外知的財産権紛争対応指導の専門家データベースの構築を強化し、各地方の専門家データベース対応を奨励して支援し、専門家資源の共有を十分に行う。海外知的財産権研究シンクタンクを選定して育成し、重大な海外知的財産権紛争に対して研究を実施する。外向型企业や知的財産権・法律サービス機関等が海外知的財産権実務人材の育成を強化するよう導き、海外知的財産権人材の蓄積を強化する。海外知的財産権特派員制度を確立し、企業が海外知的財産権保護に関する人材資源を拡充するよう手助けする。

三. 指導サービスを強化し、海外知的財産権紛争対応水準を高める

(六) 海外リスク予防・紛争対応指導サービスを強化する。海外知的財産権訴訟や貿易調査等の情報追跡・発表メカニズムを確立して整備し、速やかに企業に警告サービスを提供し、対応策の指導を強化する。国外重点展示会の知的財産権保護援助サービスを強化し、展示会の主催者および開催地の法執行機関との交流・協力や協調・協議を強化し、開催期間前の研修やリスクの洗い出し、開催期間中の駐在サービスや権利保護に関する指導、開催期間後の事件の追跡や総括・フィードバックといった総合的サービスを実現する。中国企業の商標に対する海外冒認出願警告・対応メカニズムを確立して整備し、海外重点国家商標権利保護ガイドラインを持続的に更新し、商標に関する海外紛争に合理的に対応するよう中国企業を指導する。重点産業分野の海外知的財産権リスク予防体系の構築を進め、海外知的財産権重点情報をリアルタイムに監視し、重点産業の海外知的財産権保護モデルの研究を強化し、速やかに海外知的財産権リスク予防・紛争対応指導サービスを提供する。

(七) 多角的な紛争解決メカニズムの発展を促進する。知的財産権仲裁機関および調停組織の設立を推し進め、海外の民商事紛争調停機関における知的財産権専門委員会の設立を模索し、仲裁や調停等の多角的な紛争解決メカニズムの優位性を十分に発揮さ

せ、中国企業に効率的で便利な海外知的財産権紛争解決プラットフォームを提供し、企業が和解や調停、仲裁等を通じて迅速に海外知的財産権紛争を解決するよう導く。

(八) 企業が多様な手段を利用して、海外での権利保護コストを削減することを奨励する。 保険機関が知的財産権の海外権利侵害責任保険、専利権執行保険、専利権被侵害損失保険、国外展示会の知的財産権紛争法律費用保険等の保険業務を進めることを奨励し、企業の海外知的財産権保護のためのコストを削減する。知的財産権の海外保護互助メカニズムを推し進め、企業が知的財産権の海外保護互助基金を設立することを奨励し、海外権利保護資金に対する圧力を緩和する。

四. 情報サービスを強化し、海外知的財産権の動的発表メカニズムを最適化する

(九) 海外知的財産権法律制度追跡研究を進める。 動的追跡メカニズムを確立して整備し、重点国家（地域）の知的財産権に関する法令・政策の改正状況に対する追跡研究を強化し、重点国家（地域）の知的財産権保護に関する法律制度・政策環境の調整・変更情報を速やかに発表する。重点国家（地域）の知的財産権保護に関する国別ガイドラインを持続的に発表する。重点国家（地域）の知的財産権に関する料金情報を定期的に更新する。

(十) 重大典型事件の分析研究を強化する。 海外知的財産権紛争対応関連の典型事例を収集して整理し、専利、商標、地理的表示、営業秘密、不正競争等の分野の事例データベースを順次確立して拡充する。典型事例に対する研究を強化し、速やかにリスクを開示しまたは警告情報を発表する。重点国家（地域）の海外貿易情報に対するデータ統計、分析、検討・判断を強化し、企業の知的財産権関連貿易調査への対応に基本的なサポートを提供する。

(十一) 海外知的財産権保護環境評価を実施する。 中国企業が「海外進出」の過程で遭遇する知的財産権の難題に対し、重点国家（地域）商取引環境調査研究報告を発表する。知的財産権保護指数の評価指標体系を整備し、年次グローバル知的財産権保護指数報告を発表する。

五. 専門性の構築を強化し、市場主体の海外紛争対応能力を高める

(十二) 企業の海外知的財産権保護に対する意識と能力を高める。 中国企業の「海外進出」の過程における知的財産権保護の要請に焦点を当て、企業等の市場主体に向けて海外知的財産権紛争の重点分野および重要段階についての特別研修を実施し、企業の海外知的財産権保護意識と紛争対応能力を全面的に高める。海外知的財産権・法律サービス機関との連絡メカニズムを確立し、資格を有し、実力を有する国内外の知的財産権・法律サービス機関を選定し、企業の対外貿易発展のニーズに合致したサービス機関名簿を発表し、企業に専門的で良質なサービスを提供する。国内サービス機関と海外法律サービス機関の「1+1」協力メカニズムを模索して確立し、企業に専門的かつ良質で、コストが制御可能なサービスを提供する。

(十三) **海外知的財産権保護情報コミュニケーションメカニズムを整備する。** 中国企業の海外知的財産権保護に関するコミュニケーション・交流メカニズムを確立して整備し、企業の訴求を理解し、各当事者の情報交流および経験共有を強化する。海外知的財産権保護業務の重点連絡企業育成事業を実施し、海外知的財産権観察企業ネットワークを構築する。重大海外知的財産権紛争の情報通報・緊急時対応の仕組みを整備する。中国企業が知的財産権に関する不公平待遇に遭遇した場合のフィードバックの方法を模索して確立し、的を絞った支援・指導を提供する。各地方と業界の貿易促進会による企業海外知的財産権保護援助プラットフォーム構築を指示し、サービスホットラインを開通し、海外知的財産権専門家・コンサルタントに委託して公益コンサルティングサービスを提供する。

(十四) **知的財産権保護の対外協力・交流を強化する。** 海外知的財産権紛争の協調対応業務を積極的に促進し、海外法執行協力メカニズムを整備する。中国国際貿易促進会の海外駐在事務所の機能を十分に発揮させ、駐在国の関連機関とのコミュニケーション・交流を強化し、「海外進出」企業の海外知的財産権保護の適切な保護を支援、指導する。適時に海外ビジネス協会、関連機関・企業に中国の知的財産権保護政策の動向を伝え、各種国際交流・協力プラットフォームを総合的に運用し、中国における知的財産権保護の発展の成果を積極的に広める。

六. 組織的保障を強化し、海外紛争対応メカニズムの構築基盤を固める

(十五) **組織的指導を強化する。** 国家知識産権局は、中国国際貿易促進委員会と共同で海外知的財産権紛争対応指導業務のグランドデザインを強化し、統括・計画および協調・連携を遂行する。各省級知的財産権管理部門は、地方および業界の貿易促進会と共同で管轄区内の海外知的財産権紛争対応業務を一元的に推進し、協調・連携を強化し、業務メカニズムを確立し、地域資源を統合し、業務の相乗効果を形成し、各業務を全面的に推進する。業務中に発生した重大な問題は、速やかに手順に従って国家知識産権局および中国国際貿易促進委員会に報告して指示を仰がなければならない。

(十六) **業務を確実に遂行する。** 各省級知的財産権管理部門、地方および業界の貿易促進会は、職能分担に従い、担当意識を高め、責任を厳格に履行しなければならない。管轄地域、管轄業界の海外知的財産権紛争対応の実際のニーズを踏まえて、業務目標と実施案を細分化し、資源投入を拡大し、人材育成を強化し、総合支援を強化し、業務の成果を確保しなければならない。

(十七) **宣伝による主導を強化する。** 各省級知的財産権管理部門、地方および業界の貿易促進会は、各種プラットフォームチャネルを十分に活用し、方式・手法を刷新し、海外知的財産権紛争対応指導業務の宣伝力を強化しなければならない。典型事例を選定して重点の宣伝・分析を行い、より多くの企業が海外知的財産権保護業務を理解できるようにし、各任務の遂行の徹底に向けて良好な社会環境を持続的に醸成し、海外知的財産権紛争対応メカニズムの機能を十分に発揮させる。

出所：2021年12月3日付け中国国家知識産権局ウェブサイト
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/3/art_75_171863.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。